

対象 4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち住民税の納税義務がある人



この制度の対象となるのは、4月1日現在、65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる住民税の納税義務がある人です。ただし、年金からは所得税のほか、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料などが引き落とされますので、これらの税金・保険料を差し引いたうえで、残りの年金額から該当する住民税額を引き落とせる人に限ります。

この制度は、対象となる人の住民税の納付方法を変更するもので、新たな税の負担が生じるものではありません。

4月1日現在で65歳の人は、今年の10月支給の年金から適用されます。

また、次の人については特別徴収の対象となりません。

- 1月1日以降、他市町村から転入した人
- 老齢基礎年金等の給付額の年額が18万円未満の人
- 介護保険料が年金から引き落としされていない人
- 引き落としされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える人

よくある質問

問 引き落としの対象とならない年金は？

答 障害年金や遺族年金など非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

問 引き落としをされる住民税額は？

答 引き落としをされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などに対する住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、納付書または口座振替にて納めていただきます。

問 引き落としが中止となる場合は？

答 引き落とし開始後、税額の変更や年金の支給停止などが発生した場合、また、市外へ転出された時は引き落としが中止となり、納付書や口座振替にて納めていただくことになります。
なお、前述以外の理由で年金からの引き落としの中止を希望されても、地方税法の規定によりできないこととなりますので、ご理解をお願いします。

平成27年度は3年に一度の固定資産評価替えの年です。評価の均衡化・適正化・公平化を図るため、市内全域の道路状況などの確認や幅員の計測、写真撮影といった現地調査を実施します。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、調査員は市が発行する調査員証を携帯していますので、不審に思われた場合は、提示を求めるか、税務課まで問合せください。

市では環境省が呼びかけている「ライトダウンキャンペーン2013」に合わせ、6月21日(夏至の日)と7月7日(七夕の日)に、家庭や事業所の電気を消すキャンペーンを実施します。
家族や友達と灯りを消して、ちょっと考えてみませんか。環境、エネルギー、私たちの未来のこと…。皆さんぜひ参加してください。

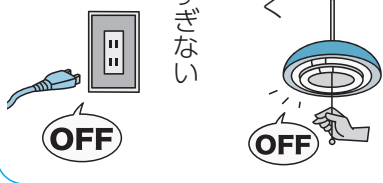


【とき】 6月21日(金)、7月7日(日) 両日とも20時～22時の2時間

【内容】 家族みんなが1つの部屋で過ごすことで、電灯の使用を最小限に抑える。
● 事業所やライトアップ施設の電灯を消す。
※詳細は<http://coolearthday.jp>

家庭でできる節電7つのポイント

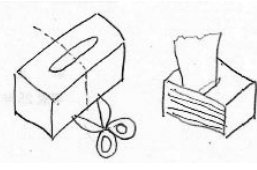
1. こまめにスイッチオフ
2. 使用していない時はコンセントを抜く
3. エアコンの設定温度、風向きを調節
4. 冷蔵庫の開閉時間を短く、詰め込みすぎない
5. 照明の明るさや点灯時間を調節
6. テレビの主電源オフ、明るさ調節
7. 生活スタイルを見直す



ゴミの減量から節約につながる様々なアイデアや、質問の多いゴミの分別方法などを12回にわたり毎月紹介していきます。

● 2分の1ティッシュペーパーで節約！

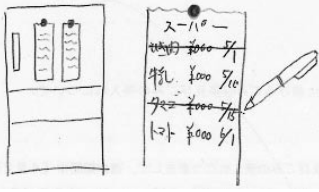
ちょっとした汚れのふき取りなど、ティッシュペーパーをまるまる1枚使うには惜しいときがありませんか。そのようなときは、「2分の1ティッシュ」を作ってみましょう。ティッシュの箱をはさみで半分に切るだけで、簡単にできます。ぜひお試しください。



● 食品のムダを防ぐワザ！

食品を消費期限までに使い切ることは、ムダをなくし、ゴミを減らすためには重要なことです。
食品を管理するために、消費期限が書いたリストを作成し、冷蔵庫の扉に貼っておけば、どの食品を先に使うべきかが一目でわかります。

食品リストを作るのが大変な場合は、買い物するときのレシートを利用すれば簡単です。食材を冷蔵庫にしまうときに、レシートに消費期限を書き込んで、冷蔵庫の扉に貼っておきます。
こうすれば冷蔵庫の奥にしまっている食品も、忘れることはありません。



よくある質問

Q: 食品の包装などを「プラスチック製容器包装」として出す場合は、どの程度汚れが落ちていればいいですか？

A: 固形物は必ず取り除いてください。

タレなどの液体が付着している場合は、水で軽くすすいできれいになればOKです。

マヨネーズのチューブなど、汚れを落とすのが困難なものは可燃ごみとして出してください。

湖北広域行政事務センターでは、毎月1回日曜日(原則第4日曜日)に、家庭から排出されるゴミの持込みをクリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリーンプラザで受付けています。

◆受付時間(各施設とも)
8時30分～12時、13時～16時30分